平成２３年（フ）第６２号
群馬県高崎市上豊岡町243番地１　山崎貸住宅
債務者　原嶋スヅ江
１　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１５３号
群馬県藤岡市上落合163番地２　山口範雄方
債務者　森田　幸江
１　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第２６０号
埼玉県ふじみ野市南台１丁目８番15号　ペアホース南台301
債務者　髙﨑　　博
１　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３０９号
埼玉県川越市岸町３丁目12番地１　クリスタルパレス川越401号室
債務者　嘉悦　秋高
１　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３１３号
埼玉県入間郡越生町大字黒山167番地17
債務者　濱　　光臣
１　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３２０号
埼玉県狭山市狭山台３丁目23番地　３－１－803
債務者　渡邊　亮介
１　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３４４号
埼玉県坂戸市東坂戸２丁目12番1103号
債務者　菅野　京子
１　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１２号
千葉県香取郡神崎町郡1723番地35
債務者　松山　俊久
１　決定年月日時　平成23年５月26日午後４時10分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２３年（フ）第２９号
北海道滝川市朝日町東２丁目８番15号ハイツ西岡６号室
債務者　畠山　　旭
１　決定年月日時　平成23年５月26日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第３２号
北海道芦別市上芦別町551番地の８
債務者　中川　三輪
１　決定年月日時　平成23年５月26日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第４２号
新潟県新発田市西園町３丁目12番27号
債務者　中野　文子
１　決定年月日時　平成23年５月26日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第５７号
新潟県胎内市西本町８番77号　花みずきＡ－102号
債務者　渋谷　裕子
１　決定年月日時　平成23年５月26日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第５８号
新潟県新発田市月岡温泉620番地４
債務者　茂泉ヤス子
１　決定年月日時　平成23年５月26日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第６２号
新潟県新発田市東新町４丁目２番21号　メゾン・アベニールＡ１－１
債務者　鈴木　大輔
１　決定年月日時　平成23年５月26日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第１８８号
愛知県一宮市三条字野間１番地１
債務者　税所　久美
１　決定年月日時　平成23年５月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１０３０号
名古屋市北区垣戸町１丁目12番地　ヴィラ志賀本通３Ｆ号
債務者　坂口　　誠
１　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０６２号
愛知県津島市宮川町１丁目92番地１
債務者　山田　正二
１　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部